

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消請求上告及び上告受理申立事件

国側当事者・松山税務署長

平成21年8月12日棄却・不受理・確定

(第一審・松山地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成19年11月14日判決、本資料257号-214・順号10823)

(控訴審・高松高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年5月9日判決、本資料258号-99・順号10957)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成21年8月12日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 金築 誠志

裁判官 甲斐中 辰夫

裁判官 涌井 紀夫

裁判官 宮川 光治

裁判官 櫻井 龍子

当事者目録

上告人兼申立人 A株式会社
同代表者代表取締役 甲
同訴訟代理人弁護士 山下 清兵衛ほか
被上告人兼相手方 松山税務署長 重岡 克己
同指定代理人 西川 英之